

わたくみの匠住宅(二酸化炭素排出量削減モデル住宅)整備事業の募集について (第2次公募要領)

1. 事業の概要及び目的

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。

特に、住宅については、住宅自体の断熱性などの省エネ性能の向上を図るとともに、高効率機器や新エネルギー設備の導入など効果的な二酸化炭素排出抑制対策を推進する必要があります。

そこで、住宅における二酸化炭素排出量を効果的に抑制するための対策技術を導入するモデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の導入促進事業を行い、他の住宅への波及を促すこととしました。

2. 補助対象となる事業について

(1)事業の内容

次世代省エネルギー基準に適合した断熱資材、住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯機器（以下「対策設備等」という。）をパッケージで導入することにより、二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減しうる住宅（以下「環の匠住宅」という。）を設置する者に対して、費用の一部を補助します。

また、住宅に3つのパッケージを導入後3年間は二酸化炭素排出量等をモニタリングしていただくとともに、こうした設備が導入された住宅による効果的な二酸化炭素排出量の削減の取組について情報発信することを目的に、環の匠住宅設置者によるネットワークを形成し、二酸化炭素排出量を効果的に抑制する住まい方についての情報発信に協力していただきます。

(2)対象者(補助事業者)

対策設備等を新築又は既築の住宅に導入（申し込み時点で未着手のものに限る）する住宅の建築主（対策設備導入後も当該住宅に居住する方に限る。）とし、居住の為に建売住宅を購入する方を含みます。ただし、200万円以上の住宅ローン導入を行う方に限ります。

(3)補助対象経費

対策設備等を導入するために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。

(4)交付額

1件につき40万円の定額補助とします。

(5)募集件数

第1次公募（6月30日消印有効）の申込総数338件（内訳は別表）ありましたので、全体1000件の残り件数として、2次公募は662件とします。

なお、地域ブロック別の補助予定件数及び募集受付を担当する地方環境対策調査事務所は次表のとおりです。

区 域	補助予定件数	事務所名
北海道	1 2	北海道地区環境対策調査官事務所
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	7 0	東北地区環境対策調査官事務所
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県	1 5 0	関東地区環境対策調査官事務所
新潟県・富山県・石川県	4 0	北越地区環境対策調査官事務所
福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	7 0	中部地区環境対策調査官事務所
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	1 1 0	近畿地区環境対策調査官事務所
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	6 0	中国地区環境対策調査官事務所
徳島県・香川県・愛媛県・高知県	5 0	四国地区環境対策調査官事務所
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	1 0 0	九州地区環境対策調査官事務所
計	6 6 2	

環境省地方環境対策調査官事務所：<http://www.env.go.jp/guide/chosakan/list.html>

(6)補助の要件

本事業では、対策設備等について要件を設けることとしていますが、以下にその概要を示します。なお、詳細は「事務手続き等(解説)」を参照して下さい。

①以下のア、イ及びウの設備等を住宅に導入すること。

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」*1（平成11年 通商産業省・建設省告示第2号）（以下「次世代省エネルギー基準」という。）の性能を満たす断熱資材等（屋根・天井・壁・床等の断熱材、断熱構造の窓・ドア等）。なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

（参考）*1：<http://www.ibec.or.jp/horei/index.html>

イ 住宅用太陽光発電システム（最大出力3kW以上）

ウ 高効率給湯器（CO₂冷媒ヒートポンプ方式（エネルギー消費効率（COP）3.0以上）、潜熱回収方式（熱効率0.9以上）、又はガスエンジン方式（エネルギー効率0.85以上）の給湯機器もしくは定格運転時のCO₂排出量がこれらの機器より小さい給湯器）

②住宅ローンの借入金が200万円以上であること。

③導入した設備等は、補助を受けた方（補助事業者）の責任のもとで適切に維持管理されるものであること。

④住宅設置後3年間は、環の匠住宅設置者等で構成するネットワークに参加し、住宅におけるエネルギー消費量やCO₂削減の取組状況について記録し、記録した内容をネットワークに情報提供し、ネットワークからの情報発信に協力すること。

3. 事業の実施の方法

(1)応募方法について

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に管轄する地方環境対策調査官事務所へ提出して下さい。書類は、封筒に入れ、宛名面に「環の匠住宅整備事業応募書類」と赤字で明記して下さい。

①第2次公募予定期間

(1)第1期間 平成17年7月12日（火）～8月10日（水）

(2)第2期間 平成17年8月12日（金）～9月12日（月）

但し、第1期間を平成17年8月10日（木）までとし、全体で予定数に満たない場合に限り、第2期間の公募を実施します。

応募受付は、上記公募期間中各地方環境対策調査官事務所ごとに行います。

募集期間内消印有効（平成17年8月11日消印は無効）のもので、形式的内容を具備したものについて、応募書類として提出いただいた返信用封筒にて、受領年月日と番号等を記入した、受領票を返送します。なお、形式的内容について不備があるものについては、不適格事由書を添えて、返送いたします。

地域ブロックごとの補助予定件数を超過した場合は、抽選を行い、補助事業候補者の決定を行います。

②応募に必要な書類及び提出部数

[1] 申込書【別添1】

[2] 経費内訳書【別添2】

[3] 配置図（設備等の設置位置を示すもの）【別添3】

[4] 設備等の仕様書（カタログデータ等）

[5] 平面図（縮尺1/100以上）、立面図（縮尺1/100以上）断面図（矩形図）

[6] 申し込み受領票返信封筒（申請者住所・氏名を記入の上、80円切手貼り付け）

※ [1]～[5]の書類を2部ずつと [6]を同一の封書にて提出して下さい。

返信封筒を同封いただけない場合を含めて必要書類に欠損がある場合については受理せず、返送いたします。

二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業（環の匠住宅整備事業）申し込み様式

【別添1】 申込書 Word(.doc)形式

【別添2】 経費内訳書 Excel(.xls)形式

【別添3】 配置図 Excel(.xls)形式

③問い合わせ・提出先

次の表の区分により、住宅建設を予定する地方環境対策調査官事務所へ応募書類を提出して下さい。

区 域	提 出 先 (担当事務所)	電話番号等
北海道	北海道地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西1 0丁目1番地 ユーネットビル9F	TEL:011-223-0315 FAX:011-219-7072
青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	東北地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6F	TEL:022-722-0027 FAX:022-724-4311
茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県 ・長野県	関東地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18階	TEL:048-600-0516 FAX:048-600-0517
新潟県・富山県・ 石川県	北越地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒950-0965 新潟市新光町7番地2 新潟県 商工会館5F	TEL:025-288-0735 FAX:025-285-6930
福井県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	中部地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-1 0 住友商事名古屋丸の内ビル4F	TEL:052-955-2130 FAX:052-951-8889
滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	近畿地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8F	TEL:06-4792-6530 FAX:06-4790-2800
鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県	中国地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒730-0013 広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル2F	TEL:082-511-0006 FAX:082-211-0455
徳島県・香川県・ 愛媛県・高知県	四国地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒760-0023 高松市寿町2-1-1 高松第 一生命ビル新館6F	TEL:087-811-7240 FAX:087-822-6203
福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	九州地区環境対策調査官事務所 第三環境調査班 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6- 23 住友博多駅前第2ビル7F	TEL:092-437-8851 FAX:092-481-6465

④提出方法

原則として、簡易書留等により郵送して下さい。受領した旨を応募書類 [6] で用意していただいた封筒により、文書にて通知いたします。(この通知は、応募書類が受付機関に届いたことを連絡するものであり、補助金の交付決定を通知するものではありません。)

(2)補助を受ける方(補助事業者)の決定から補助金の支払いまでの手続き

①補助を受ける方(補助事業者)の決定

提出された応募書類をもとに、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、予算の範囲内において補助金の交付を受けて環の匠住宅を設置する方(以下「補助事業者」といいます。)を選定(内示)します。なお、補助事業者の選定(内示)については、文書により応募者に通知します。

- ア 補助事業の内容が、公募要領に示す補助の要件(2(6))を満たしていること。
- イ 事業計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であること。
- ウ 補助事業に必要な経費(工事費、機械器具費、調査費等)が適正であること。
- エ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

②補助金交付申請

公募により選定された補助事業者となる方には内定の通知後に、環境省の示すところにより補助金の交付申請書を提出していただきます。

③交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。なお、交付決定については、文書により補助事業者に通知します。

④事業の開始

補助事業者は、交付決定日以降に、事業を開始することができます。

補助事業者が工事請負契約の締結等を行うにあたり注意していただきたい点は以下のとおりです。

- ア 契約日は、交付決定日以降であること。(事前着工は認められません。)
- イ 契約等に対する対価の支払い及び精算は、平成18年2月28日までに行われること。

⑤事業の完了

補助事業が完了した場合は、完了の日から起算して1ヶ月以内、又は平成18年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。

環境省は、実績報告書が提出された後、書類審査及び必要に応じ現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

⑥補助金の支払い

⑤の補助金の額の確定に基づき請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(3)取得財産の管理

補助事業によって取得した財産（この事業では、2.（6）①の3つの設備等が該当します。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図って下さい。

取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

なお、補助事業により整備された住宅には、環境省補助事業である旨を明示していただくことになります。

(4)環の匠ネットワークへの参加・モニタリング結果の提出

補助事業終了後3年間は、補助を受けた方（補助事業者）を中心に構成するネットワークに参加し、住宅におけるエネルギー消費量やCO₂削減の取組状況についてのモニタリングレポートをインターネット等を通じて環境省に提出いただくとともに、ネットワークからの情報発信に協力していただきます。

(5)2次募集スケジュール

- ・ 募集期間 平成17年7月12日（火）～平成17年9月12日（月）
- ・ 交付内示 ①第1期間8月中旬
 ②第2期間9月中旬
 （但し、何れの場合も抽選の可能性があり、遅れる場合があります。）
- ・ 交付決定 交付申請後速やかに実施します
- ・ 実績報告 平成17年10月～平成18年3月10日

実績報告の後に補助金の額を確定し、補助金を支払う手続きに入りますので、補助事業を完了したときは速やかに実績報告書を提出して下さい。

環の匠住宅整備事業年間スケジュール

